

市会議第26号

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月26日提出

提出者 市会運営委員会委員長 津田 大三

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

第3条中「令和2年6月」を「令和3年6月及び同年12月」に、「100分の15」を「100分の7.5」に改める。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置の期間を延長するとともに、期末手当の額の特例措置を講じる必要があるので提案する。